平成２４年（フ）第４５２号
愛媛県伊予市下吾川410番地５棟20号
債務者　小川　敏雄
1　決定年月日時　平成25年１月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２号
愛媛県伊予市下吾川731番地　リミエール藤本303号
債務者　伊集院みどり
1　決定年月日時　平成25年１月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３３９号
佐賀県佐賀市本庄町大字本庄960番地８
債務者　野田　一昭
1　決定年月日時　平成25年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１６６号
佐賀県武雄市武雄町大字富岡10560番地３
債務者　有森久美子
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２５年（フ）第１号
大分県中津市大字蛎瀬701番地２　宮本荘１号
債務者　大塚　達生
1　決定年月日時　平成25年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２４年（フ）第３７６号
宮崎県日南市飫肥８丁目１番10号
債務者　落合　孝紀
1　決定年月日時　平成25年１月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２号
宮崎県日南市大字平山2323番地８　コーポ太陽２－Ｂ
債務者　酒井　武次
1　決定年月日時　平成25年１月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２４年（フ）第１８１号
茨城県龍ケ崎市若柴町3301番地　コーポＯ＆Ａ206号室
債務者　石垣　　晃
1　決定年月日時　平成25年１月25日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月27日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２４年（フ）第２０１号
茨城県牛久市南１丁目35番地23
債務者　三浦　喜男
1　決定年月日時　平成25年１月25日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月27日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２４年（フ）第２０８号
茨城県守谷市御所ケ丘２丁目２番地３　御所ヶ丘ハイツ201、前住所千葉県柏市南柏１丁目11番６号　ジュネパレス柏第23―203号
債務者　矢野真由美（旧姓石川）
1　決定年月日時　平成25年１月25日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月27日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２４年（フ）第３０８９号
大阪市大正区泉尾１―26―15―103、住民票上の住所大阪市大正区千島１丁目９番15号市栄マンション203号内尾方
債務者　前田　和秋
1　決定年月日時　平成25年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５５５５号
大阪府豊中市野田町35番５号
債務者　井口　昌保
1　決定年月日時　平成25年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６０１６号
大阪市城東区東中浜２丁目10番20号、前住所大阪市東成区東中本３丁目９番23号
債務者　宮辻　利恵
1　決定年月日時　平成25年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６２２０号
大阪市東淀川区大桐３丁目14番29号　マンション大桐307号
債務者　竹部　祐一
1　決定年月日時　平成25年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６３２２号
大阪市淀川区木川西２丁目11番14号
債務者　乾　チカ子
1　決定年月日時　平成25年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６３４８号
大阪市住吉区南住吉３丁目13番３号　南住吉ハイツＡ－３号
債務者　田口　美俊
1　決定年月日時　平成25年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６３９０号
大阪市西成区天下茶屋２丁目９番２号
債務者　辻　　雅宏
1　決定年月日時　平成25年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部